

一期一会トータルケア株式会社

一期一会の介護職員初任者研修（通信）学則

当事業所は、静岡県の事業者指定を受けています。
(介護職員初任者研修事業者指定番号 28100 号)

◆◆目次◆◆

| | | |
|------|------------------------------|-------|
| 第1条 | (開講目的) | - 2 - |
| 第2条 | (研修の名称等) | - 2 - |
| 第3条 | (研修会場の所在地) | - 2 - |
| 第4条 | (研修期間) | - 2 - |
| 第5条 | (講師氏名) | - 2 - |
| 第6条 | (遅刻、早退、欠席の取り扱い) | - 2 - |
| 第7条 | (研修時間数) | - 2 - |
| 第8条 | (研修修了の認定方法) | - 2 - |
| 第9条 | (受講申込手続き) | - 3 - |
| 第10条 | (受講料等受講に際し必要な費用の額) | - 3 - |
| 第11条 | (返金について) | - 3 - |
| 第12条 | (保険加入) | - 3 - |
| 第13条 | (研修欠席者に対する補講の実施方法) | - 3 - |
| 第14条 | (使用テキスト) | - 4 - |
| 第15条 | (受講取消) | - 4 - |
| 第16条 | (退講) | - 4 - |
| 第17条 | (修了者管理) | - 4 - |
| 第18条 | (修了証明書の交付) | - 4 - |
| 第19条 | (修了証明書の再交付) | - 4 - |
| 第20条 | (個人情報管理) | - 4 - |

(開講目的)

第1条 介護に必要な人間観と基本的知識および技術を有する介護職員を育成し、もって地域に資することを目的とする。

(研修の名称等)

第2条 研修の名称および形式は以下のとおりとする。

2 講義を通信の方法によって行う地域(受講者の居住地)は、静岡県内とする。

名称：一期一会の介護職員初任者研修（通信）

形式：通信形式

(研修会場の所在地)

第3条 研修会場の所在地は、別紙1「一期一会の介護職員初任者研修（通信）研修会場一覧表」のとおりとする。

(研修期間)

第4条 研修期間は、おおむね4ヶ月とする。

(講師氏名)

第5条 研修を担当する講師は、別紙2「一期一会の介護職員初任者研修（通信）講師一覧表」のとおりとする。

(遅刻、早退、欠席の取り扱い)

第6条 遅刻、早退、欠席の取り扱いは以下のとおりとする。

- 2 遅刻は、開始20分以内に限り、当日の講義および演習終了後に必要時間の補講を行う。20分を越えた者については、いかなる理由でも欠席として取り扱う。
- 3 早退は、いかなる理由でも一切を欠席とみなす。

(研修時間数等)

第7条 研修時間数は、別紙3「一期一会の介護職員初任者研修（通信）カリキュラム表」を最低基準とし、時間割表および募集案内等にてその都度定める。

(研修修了の認定方法)

第8条 第7条に定める研修の全日程およびその内容全てを履修した後、1時間程度の修了評価を受けて一定以上の評価を得た者を修了者と認める。

- 2 前項の全てを履修とは、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の項目において、介護技術の習得が講師により評価されることを含む。
- 3 第1項の修了評価は、筆記試験により行うこととし、100点を満点としてA(90点以上)、B(89～80点)、C(79点～70点)およびD(70点未満)の区分で評価する。なお、第1項の一定以上の評価とはC以上の評価であり、D評価を得たものについては、必要に応じて補講を行うとともに、原則としては修了者と認定するに足るまで再評価を行う。

(受講申込手続き)

第9条 受講申し込み手続きは以下の(1)から(3)の完了を研修事業者が確認することで受講申込手続きを完了したとみなす。

- (1) 受付期間
開講日の概ね8週間前から受付を始め、2週間前で締め切る。
- (2) 申込手続き
別に定める「受講申込書」に必要事項を記載のうえ、研修事業者に郵送または直に提出する。
- (3) 受講決定通知等
研修事業者から受講決定通知書および受講料納入通知書を受け、受講料を納入する。
- (4) 委託研修事業等の受講申し込み手続き
その都度、募集案内等において定める。

(受講料等受講に際し必要な費用の額)

第10条 受講料等受講に際し必要な費用の額は以下のとおりとする。

- (1) 受講料 47,670円
- (2) テキスト代 5,400円
- (3) 損害・賠償保険料(別途自己負担) 1,930円
- (4) 補講料(講義および演習) 1,500円/時間
ア 開始20分以内に限る遅刻者に対しての補講は、費用が発生しない。
イ 研修欠席者に対する補講のうち1日は、費用が発生しない。2日以降は、上記費用とする。

(返金について)

第11条 受講申込手續完了後の返金は以下のとおりとする。

- (1) 研修開始日7日前までは、キャンセル料1万円を差し引き受講料を返金する。
- (2) 研修開始日7日以内のキャンセルは、受講料の6割をキャンセル料として徴収し差額を返金する。
- (3) 開始日以降のキャンセルは、返金されない。
- (4) 第15条に該当した場合も返金されない。

(保険加入)

第12条 介護労働講習等損害(傷害・賠償責任)保険は、全ての受講者が加入するものとし、これに係わる一切の費用は受講者が負担する。

(研修欠席者に対する補講の実施方法)

第13条 研修を欠席した者に対する補講の実施方法は以下とする。また、補講に係わる料金は、第10条の規定により受講者が負担する。

- (1) 開始20分以内に限る遅刻者に対しては、当日の研修終了後、補講を行う。
- (2) 欠席者に関しては、別日に時間を設け補講を行う。

(使用テキスト等)

第14条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

中央法規出版株式会社
介護職員初任者研修テキスト

(受講取消)

第15条 受講者が以下のいずれかに該当すると認められる場合は、研修事業者の判断により当該受講者の受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本文に反した者
- (3) 受講継続意思がなく、「退講届」を提出した者
- (4) その他、研修事業者が不相当とみなした者

(退講)

第16条 第15条に該当し受講を取り消されるに至った者は退講扱いとし、書面によりその理由を示して通知する。

- 2 退講前に履修した当該研修については、その受講を全て無効とする。

(修了者管理)

第17条 研修事業者は、修了者を静岡県知事に報告するとともに、修了者台帳で永年管理する。

(修了証明書の交付)

第18条 研修事業者は、第8条により修了者と認定した者に対して、介護保険法施行令第3条第1項に定める証明書を交付する。

(修了証明書の再交付)

第19条 修了者のうち修了証明書を破損または紛失した者は、「初任者研修修了証明書再交付申請書」を研修業者に提出することで再交付を受けることができる。

(個人情報管理)

第20条 研修事業者は、当該研修における個人情報について厳正に管理を行う。

- 2 受講者は、研修中に知り得た個人情報等を他に口外しないこととし、その旨を誓約書に記載して研修業者に提出する。

(附則)

第1条 この学則は、平成28年5月12日から施行する。

平成30年5月1日より一部改正